

会 議 録

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-------|-------|--------|-------|--------|-------|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 会議の名称 | 令和5年度第1回清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会 | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催日時 | 令和5年7月27日（木）午後5時から午後7時 | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催場所 | 清瀬市役所 しあわせ未来センター 2階 ボールルーム | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席者 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">浅見 良子</td> <td style="width: 50%;">江藤 勝利</td> </tr> <tr> <td>遠藤 志のぶ</td> <td>小川 和夫</td> </tr> <tr> <td>國眼 眞理子</td> <td>島田 尚範</td> </tr> <tr> <td>下垣 光</td> <td>田代 文子</td> </tr> <tr> <td>富田 幸子</td> <td>中島 美知子</td> </tr> <tr> <td>星野 孝彦</td> <td>前川 政美</td> </tr> <tr> <td>望月 正孝</td> <td>山本 清子</td> </tr> </table> | 浅見 良子 | 江藤 勝利 | 遠藤 志のぶ | 小川 和夫 | 國眼 眞理子 | 島田 尚範 | 下垣 光 | 田代 文子 | 富田 幸子 | 中島 美知子 | 星野 孝彦 | 前川 政美 | 望月 正孝 | 山本 清子 |
| 浅見 良子 | 江藤 勝利 | | | | | | | | | | | | | | |
| 遠藤 志のぶ | 小川 和夫 | | | | | | | | | | | | | | |
| 國眼 眞理子 | 島田 尚範 | | | | | | | | | | | | | | |
| 下垣 光 | 田代 文子 | | | | | | | | | | | | | | |
| 富田 幸子 | 中島 美知子 | | | | | | | | | | | | | | |
| 星野 孝彦 | 前川 政美 | | | | | | | | | | | | | | |
| 望月 正孝 | 山本 清子 | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席者 | 大島 千帆 小滝 一幸 | | | | | | | | | | | | | | |
| 次 第 | <p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について ・令和4年度事業評価について ・第8期事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて ・第9期計画介護保険事業計画の策定に向けたポイント <p>3 事務局からの連絡事項</p> <p>4 閉会</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・令和4年度事業評価 ・事業評価総括 ・第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート ・計画策定に向けたポイント | | | | | | | | | | | | | | |
| 次第 1. 開会 | <p>【司会】</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回清瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価策定委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次第に沿って議事を進行させていただきます。次第の1番 開会のごあいさつを委員長、お願いたします。</p> <p>【委員長】</p> <p>皆さん、こんにちは。大変暑い中、ご参加いただきまして、これから高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定委員会を始めたいと思います。</p> <p>まず国の方針・指針みたいな部分も、説明いただきつつ、目指すところは、清</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| | <p>瀬に住んでいて良かったというふうに思える仕組みを作っていくところが大きなゴールだと思います。ただ、改めてこれ何やっているんだろうと思うことも多々あると思いますので、そういうことも全員で共有しながら、さらに1歩、2歩も進めていくためにはどうしたらいいかっていうことを、ご意見をいただきながら進めていけたらなというふうに思っております。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> |
| <p>次第 2. 議題 ・定期巡回・ 随時対応型訪 問介護看護の 整備について</p> | <p>【司会】 つづきまして、次第の2番、本日の議題の進行は、委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願ひいたします。</p> <p>【委員長】 はい。では議事に従って進めていきたいと思ひます。まず定期巡回随時対応型訪問介護看護に整備についてということで事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 定期巡回随時対応型訪問介護看護の整備状況についてということで、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間として、この第8期介護保険事業計画の地域密着型サービスの整備計画において出ておりました。令和5年度の予算で、施設整備に係る補助金を計上した他、事業者募集の要項を策定し、今年の5月1日から5月31日という期間で、事業者の候補の公募を実施しました。しかし残念ながら期限内での事業者からの応募がありませんでした。この結果につきましては6月7日に市のホームページで公表しております。応募がなかった理由につきましては、日中夜間を通じて訪問介護、訪問看護の両方を提供する必要があつて、切れ目のないサービス提供を行うためにはですね、人材配置が重要となつてきております。ただその必要な介護人材を確保することが困難ということで、事業所の方からはちょっと難しいという形で、意見をいただいております。ただ、この定期巡回随時対応訪問介護看護の整備につきましては、後ほど第9期のアンケートでも自宅で介護される・する方の重要度は非常に増しておりますので、ただ介護人材の確保をするという観点でも非常に重要となつてきております。それを踏まえて第9期の計画において、評価策定委員の皆様、こちらの整備管理については、後ほどご検討いただければと考えております。以上です。</p> <p>【委員長】 今の説明に対してご質問等いかがでしょうか。</p> <p>【委員】 定期巡回随時対応型の場合にスタッフの確保が大変重要で、なかなか難しいとお聞きしていますが、需要と供給のバランスで、需要がある程度ないと作つてもという話を聞いたことがあります、需要の方はいかがでしょうか。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>・令和4年度 事業評価につ いて</p> | <p>【事務局】 需要については、まだ清瀬市には定期巡回がないので、そういう意味では市民の方や事業者から定期巡回が必要ですよというお声はいただいている状況です。ただ介護度が高い方が在宅で長く暮らし続けるための要のサービスと言われていますが、清瀬市は施設のベッド数が多いということもあり、比較的軽い介護度から施設に入所できているというところで、そういう意味では施設に入ってしまうという方もいると思うので、必要な方でも需要は少し下がると思います。</p> <p>【委員長】 よろしいでしょうか。整備については、これからの計画のところでも、いろいろとご意見をいただきながら進めていけたらと思っております。 では続いて令和4年度事業評価についての説明を事務局からお願いします。</p> <p>【事務局】 それでは、事前に送付させていただきました清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 令和4年度事業評価に沿ってご説明させていただきます。 まずは記載項目についてご説明をさせていただきます。 この様式では、計画に掲げる施策目標ごとに評価をしております。表の一番左、区分の欄では計画上の基本目標を記載しております。その右、施策目標では計画上の施策目標を記載しております。その右、推進方針等では、施策目標を達成するための方針等を記載しております。その右、課題の欄では、施策目標を達成する上での課題を記載しております。その右、事業等では、市で実施しております事業を記載しております。その右、目標の欄では、施策目標達成のための毎年度ごとの事業目標を記載しております。なお、数値で示せるものは、数値を用いて目標設定しております。その右の欄では、施策を担当する所管課名を記載しております。以上が、清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に記載されている内容になります。 その右の欄からは、実際に令和4年度中に実施した事業等取組内容を記載しております。実施内容と、自己評価結果、自己評価内容と、現状抱える課題とその対応策を記載しております。なお、自己評価については4段階の評価をしており、◎は達成できた、○は概ね達成できた、△は達成はやや不十分、×は全く達成できなかったという基準で評価しております。 施策目標ごとの評価については、後ほど委員の皆様からご意見をいただければと思います。 次に、施策目標ごとにご説明を申し上げます。なお、本日は時間も限られておりますことから、令和4年度より新たにスタートした事業や、これまでと変更した事業等を中心にピックアップしてご説明いたします。 まず、区分1 住み慣れた地域で安心して暮らすの(1)生活支援サービスの</p> |
|---------------------------------|---|

充実についてです。令和4年度の実施内容としては、令和3年度に開始しました住民主体型訪問型サービスBについてですが、清瀬市シルバー人材センターに委託して実施しており、利用人数が令和3年度は、87名でしたが、令和4年度は、360名と約4倍となりました。元気高齢者の働く場の確保や市民サービスの向上につながったと考えております。

続いて、(2) 医療・介護の連携についてです。令和3年度から検討したMCSという情報連携ツールにより、効率的な情報共有ができるようになりました。一方、医療・介護の地域リーダー育成に関しては、感染症予防と業務負担の観点から実施できませんでしたので、自己評価は、「△」としております。

次ページの施策(3) 認知症施策の推進についてです。令和3年度より認知症サポーター養成講座は、公立小中学校全校で開始しており、令和4年度も同様に全校で実施しました。この認知症サポーター養成講座におきまして、ヤングケアラー支援として、パンフレットの配布、早期発見につながるようにアンケートにて「ヤングケアラーの気づき」となるように工夫しております。本アンケートにつきましては、ヤングケアラーの統括部署である子ども家庭支援センターや教育委員会と地域包括支援センターで協力して行っております。また、チームオレンジの取組として、令和4年度からチームオレンジ清瀬として活動を開始し、空き家を活用したサロンは、当事者とボランティアが中心となり運営を行っております。この活動については、全国キャラバンメイト連絡協議会が運営主体となっている「認知症サポートキャラバン」にて、令和4年度の最優秀賞を受賞しました。また、認知症サポーター養成講座修了者の延べ人数は、令和4年度末で12,549人と目標を上回っておりますので、自己評価は、「◎」としております。

続いて、施策目標(4) 家族介護者への支援でございます。認知症施策の推進とも重複しますが、認知症家族会ゆりの会や認知症カフェを開催し、情報交換や地域での交流を行ってまいりました。また、介護負担を減らせるように、シニアしっとく講座などで、情報発信を行いました。また、行方不明時の対策として、事前に「いなくなっちゃうかもリスト」に登録していただくことや、実際に行方不明者が出たときには、東京都認知症サイトや市の一斉メールにより情報提供をし、捜索の協力を図りました。自己評価結果は「○」としています。次に、施策目標(5) 権利擁護の推進についてです。実施内容としては、令和4年度から清瀬市社会福祉協議会きよせ権利擁護センターあいねっとに中核機関を設置しました。その結果、権利擁護に関する相談や成年後見制度等の普及啓発を行うように、行政と一緒に対応することができました。また、あいねっとが法人後見を受任する体制が整ったため、法人後見を実施しました。自己評価結果は「○」としております。

次に、施策目標(6) 高齢者向け住宅等の推進では、高齢者が住み慣れた家で安心して暮らしていけるよう、自立支援住宅改修費助成制度の周知に努め、1

0件の改修について助成を行いました。自己評価結果は「○」とし、住宅施策について引き続き周知の上、適正に実施することとしております。

次に、施策目標（7）安心安全のまちづくりについてです。避難行動要支援者登録制度では、地震や台風、大雨などの災害に備え、市報での周知や市の総合防災訓練時及び民生・児童委員の訪問時等を活用して登録者を増やすよう努めました。自己評価結果は「○」とし、引き続き高齢者の皆さんが安心安全に暮らしていけるよう、事業を実施してまいります。

次に、区分2 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らすの施策目標（1）地域交流の場の充実についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、敬老大会、いこいの家の多世代交流は全て開催中止としました。サロン活動の再開については、生活支援コーディネーターが中心となり、包括支援センターが支援を行うことができました。自己評価結果は「○」としてしております。

次に、施策目標（2）高齢者の活動支援についてです。推進方針等は2項目で、シニアクラブ等の団体への支援や、住民主体による介護予防事業の充実を図ります。令和4年度の事業実施内容としては、高齢となってもこれまでの経験や能力を生かして社会参加できるよう、就労の場所の充実や社会活動の充実を図るため、シルバー人材センターやシニアクラブ等の団体に対し、運営経費の補助を行いました。自己評価結果は「○」としてしております。

次に、施策目標（3）技能や経験を発揮できる環境づくりについてです。推進方針等は2項目で、シルバー人材センターへの、就労や地域での活動の場の充実や介護サポーターの活動推進を掲げております。令和4年度の事業実施内容としては、きよせ介護サポーター事業では、登録者数が171名と達成率81%で、活躍の場であった介護保険施設が、コロナの影響でボランティア受け入れが困難になり、事業参加者の減少もありました。また、シルバー人材センターの取組としては、新規会員獲得に向けて女性限定、出張入会の説明会を行いました。会員数は837人と前年比20名減となっております。自己評価結果は「△」としております。

次に、区分3 いつまでも元気に、介護を必要とせずに暮らすに移らせていただきます。施策目標（1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてです。推進方針等は3項目ありまして、高齢者の健康寿命延伸のため、保健事業と介護予防を一体的に実施し、また、市役所内部や後期高齢者医療広域連合等、外部の関係機関と連携しながら事業の在り方等を検討することとしております。令和4年度の実施内容は、評価調書の実施内容欄に記載のとおりで、従来の事業を、集合方式だけでなく電話やオンライン、テレビ放送等の実施方法によりコロナ禍における健康づくりを推進したことや、健康診査等については受診勧奨を行いました。自己評価結果は「○」としてしております。

次に、施策目標（2）介護予防の充実についてです。推進方針等は8項目あり、様々な事業展開により、高齢者の介護予防に努めてまいりました。その中で、

令和4年度事業の主なものとしては、住民主体による通いの場の充実として、10の筋トレの立ち上げ支援に努め、新たに11団体が立ち上がり令和4年度末で34団体となりました。一般介護予防事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により目標とする延べ参加者数は下回ってしまいましたが、令和3年度と比較すると参加人数は増加したことから、自己評価結果は「○」としております。

次に、施策目標(3) 支え合いの活動支援については、令和3年度の実施内容が先ほど説明しました「地域交流の場の充実」と「介護予防の充実」と重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、施策目標(4) 運動できる環境の推進では、健康維持や体力づくりに日常的に取り組めるような環境の提供を推進方針とし主に屋外スポーツであるウォーキングやゲートボール、グラウンドゴルフ等、コロナの影響を受けにくい活動の推進に努めました。自己評価結果は「○」としておりました、コロナ禍においても健康づくりに取り組めるよう、引き続き各種事業展開や公共施設等の適切な提供を行ってまいります。

次に、区分4 介護が必要となっても安心して暮らすの施策目標(1) 介護保険サービス基盤の充実についてです。推進方針等としては、過不足ないサービスの提供と、地域支援事業の実施の2項目とし、各種サービス基盤の整備・充実を図っております。令和4年度の事業実施内容としては、令和3年度から開始した住民主体型訪問サービスBについて区分1で説明したとおり利用者数が約4倍に増加したほか、地域ケア会議等で抽出される地域課題として移動支援サービスについて、引き続き、検討いたしました。なお、令和4年度中の介護サービス等の種類別の給付実績については、後ほどご説明いたします。自己評価結果は「○」としております。

次に、施策目標(2) ですが、こちらは介護保険料の適切な設定としておりました、現在の計画策定時の令和2年度中に介護保険料を設定しております。この保険料は計画改定の3年毎に設定をすることから、毎年の事業評価にはそぐわない項目ですので、事業評価からは除いております。

次に、施策目標(3) 介護保険事業の円滑な推進についてです。推進方針等は6項目ございまして、介護保険事業の円滑な運営に努めております。令和4年度の実施内容としては、介護予防の通いの場の充実として10の筋トレの立ち上げ支援や、多職種が連携した地域ケア会議の計39回の開催、生活支援コーディネーター等を中心とした地域での活動促進、給付の適正化では、介護認定調査員の現任研修の開催や介護認定審査会における適正な審査のためのモデル審査会の実施、その他、ケアプラン点検や住宅改修・福祉用具点検等を行いました。現計画の2年目として、計画に記載しているこれらの取組を実施し、概ね目標を達成できたと判断し、自己評価結果は「○」としております。

最後に、施策目標(4) 介護人材の確保及び質の向上、定着支援についてです。

介護人材の課題については、市としても最重要課題として捉えており、確保と定着に向けた取組を行っております。令和4年度の実施内容としては、介護人材のすそ野を広げるための介護はじめの一步研修や、全事業者を対象とした介護サービス事業所非常災害対策・BCP計画整備研修を実施しました。自己評価結果は「○」としておりますが、引き続き、人材確保・定着に向けた取組について検討し、実施してまいります。

説明は以上となります。ご意見の方お願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

【委員】

今の説明の9ページ左側に2段目で、(2)が説明にはありましたが、資料に入っておらず、抜けているように思います。

【事務局】

すみません。(2)は説明だけになりましたが、保険料に関することでしたので資料から削除させていただいております。わかりにくくて申し訳ありません。

【委員】

私はチームオレンジのメンバーの一員として注目しているのですが、2ページの住み慣れた地域で安心して暮らすの部分で、説明はここに書いてある通りですが、気になったのは一番右の課題と対応策で、チームオレンジ清瀬が独り立ちできるような支援を行っていくという対応策になっていますが、これはまだ早い。もっと支援をしていただいて、出来れば各地域包括に1ヶ所ずつとか、更に拡大を図るとか、そういう対応策をお願いしたいと思います。独り立ちできるようにというのは、よくわからないので、そこら辺を教えていただければと思います。

【事務局】

2ページ目のチームオレンジのところですが、こちらチームオレンジの活動というのは、認知症当事者を交えて認知症のサポーターステップアップ講座を受講したり、認知症サポーター養成講座を受講した方が、共に支え合って生活をしていくそんな活動でございます。委員にもご参加いただいておりますチームオレンジ清瀬は、中清戸オレンジハウスの方でさせていただいておりますが、主にサロン活動を行わせていただいております。こちらのチームオレンジ清瀬はキャラバンメイト連絡会で最優秀賞を受賞させていただいたような、こんな素晴らしい取組で他の市からも視察に来ているような、そんな取組でございます。ここに課題と対応策のところ、独り立ちとありますが、この独り立ちの意味合いが言い方としては難しかったなと思うのですが、当然私どもとしても、今こちらのエリアでやっている中清戸でやっている、駅の向こう側でできる場所はないかなとか、模索をしていたり、なるべく皆さんが近場で通える

ような、そんな集いの場を作れるようにできたらいいなというふうには考えているのですが、これはかなりマンパワーが必要なところでございまして、なかなかそこまで手が回せないというのが実情でございます。出来る限り私どもの支援も継続してフォローアップという形でやっていきたいと思っておりますが、なるべくその独り立ちというか、充実したところでは、独立していただいて、また次のところを取り組んでいくような、そんなことを考えていきたいという意味で書かせていただいておりますので、来年からすぐにやるという事では当然ございませんので、ご理解いただければというふうに考えております。ただ一点考えなければいけないのは、運営費はチームオレンジのミーティングでもかなり上がっていると思いますが、そこをどのように自分たちの団体に回していくのかっていうところは、検討が必要であると考えています。そういった意味でここに書かせていただきました。

【委員】

1 ページの右側の生活支援サービスの充実ということで教えていただきたいのですが、令和4年度の自己評価内容のところで、訪問Bは実績が令和3年度に比べて市民サービスおよび高齢者の社会参加の向上に繋がったとあり、説明としてシルバー人材センターに委託して行っているというお話でしたが、厚労省等の資料を見ると、やはりボランティアが主体になっていて、そして地域住民の方が主体になって自主活動で行う生活援助というふうに定義されているのですが、清瀬では4倍伸びたというけれども、具体的にどのようなサービスが提供されているのか、例示していただければありがたいと思います。

【事務局】

事務局

1 ページ目の生活支援サービスの充実のところで、訪問型サービスBについてですが、総合事業の一つの枠組みでございまして、サービスBというのは、住民主体のサービスであるというのが基本です。ただ厚労省のいろいろ出してるマニュアル等ガイドライン等を読み解くと、補助や委託という形でもだめではないという書き方になっていて、他市の状況も踏まえて、私どもとしては、支える側も高齢者の方にご活躍いただきたいという意味で、シルバー人材センターに登録されている会員さんが、簡単な家事援助といいますか、買い物であったり、調理であったり掃除であったり、そういったところをご自宅に訪問していただいて、サービスを展開する。しいて言えばホームヘルパーみたいな形ですけれども、ホームヘルパーは今数が限られておりまして、ホームヘルパーは実際、専門性の高い、例えば身体介護であったりというところを担っていただき、こういった生活援助の部分はこちらのサービスを使っていただいて、共に支え合っていく、高齢の方がいつまでも元気でいられるようなそんな施策という目的も含めて、清瀬市としては取り組んでいるところでございます。

【委員】

これは有料ですか。

【事務局】

有料ですが、料金設定としては、介護保険のヘルパーよりは安い設定にしています。

【委員】

1 ページのところの医療介護の連携のところの清瀬市板の ICT の構築について、現状はどの程度 ICT が使われているか、例えばどのような医療施設、訪問看護やヘルパー等で実際どのような活用になっているのか教えてください。

【事務局】

医療介護の連携の部分では、医療介護連携推進協議会という協議会において、MCS で ICT のシステムを検討させていただきました。この MCS というのは、一般的にあるシステムでございますので、例えば皆様が見ようと思えば見られるのですが、ラインのような形でグループを作って、そこで情報交換をインターネット上で行うような形でございます。清瀬市も令和 5 年 3 月に開始をいたしまして、基本的には事業所の皆さんに申し込みをしていただいて、あとはケアマネージャーだったり、ドクターであったり訪問看護であったり、そういった方たちが 1 人のご利用者を設定して、そこにいろんな人が入ってくる。ヘルパーさんだったり、色んな専門職が入ってくる形で運営をしていますが、今実際私どもの方に、じゃあ使わしてくださいというところで申し込みがあったのは、まだ数団体ですので、実際どれくらい稼働しているのかというところまでは、把握が出来ていない状況です。ただ近隣市でも使っているところがございますので、そういったところは既にアカウントを持っていて、登録されている場合には、既に清瀬市内でも使われている可能性があるかなと思いますが、私達がアナウンスをして使ってくださいねというところですので、そこまで実は把握していないところでございます。

【委員】

まだまだ皆さんに周知していないということですね。

【事務局】

3 月に各事業所へ一斉にメールと通知をしています。その後は動いていない状況です。清瀬市のホームページには載せております。

【委員】

基本的な事かもしれませんが、1 ページで◎○△×と、概ねっていうのは何%ぐらいの感じですか。達成・やや不十分っていうのは、50 パーを切るのか。6 割なのか、各項目によって%が違うと思うので、その辺をお伺いしたいなと思います。

【事務局】

ざっくりとしたところで申し訳ございませんが、◎の達成については、100%の

達成率という認識でございます。○のおおむね達成できたについては、100には行かないけれどもきちっとできている80~90%程度のものになります。△については半分で50%程度という認識です。

【委員】

もう1点、5ページですが、2-3技能や経験を発揮できる環境作りのところでは、具体的に%が出ています。清瀬介護サポーターの目標達成率81%と出ていますが、7ページの介護予防の充実ということで、3-2で住民による通いの場、令和4年度34団体で、来期11団体、これは全体のどのくらいの比率ですか。例えば声をかけて、いらしていただいた方の割合がわからないですよ。どのぐらいに声をかけてどれぐらい来たのか。全員声かけて、のべ参加者数が5000人なのか。どのぐらいに声をかけたのか教えてください。

【事務局】

介護サポーター事業ところの81%の達成率ですが、こちらは高齢者の1%を目標にしているということで、200人くらいで81%という数字を出ささせていただいております。あと7ページの方で、例えば住民主体による通いの場では、令和4年度末34団体内新規11団体というような一番下の部分においては、10の筋トレのことを指しているのですが、こちらは100団体を作ると大体市内が網羅されることになるので、まだもう少し目標には届いてないかなというのがあります。

【事務局】

よろず健康教室につきましては、こちらはどなたでもいらしていただけるような形になっておりまして、年間延べ数471回開催し、計5463人の実績となっています。コロナ禍の前は約7800人来られていたので、人数は減っていますが、段々と増えてきている状況です。

【委員長】

この考え方とすると基本的に自己評価の結果というのは、何に対する評価というのは、例えば9-9介護人材の確保、質の向上、定着支援のところ、横に書いてある目標というのは介護のはじめの一步とか研修等の実施で、この数値目標に対しての評価ではないと思います。本質的には左側の施策目標だと思います。何故かと言えば、事業等と書いてあるように、この施策目標を実現するために、こんな事業をやっていこうということが、果たしてこの大きな目標に対して、到達できているかどうかということを見ないと、結局第9期のところで、これで十分なのか、もっと他の事もやらなければいけないのではないのかという検討にならないと思います。他の自治体と比較して、こういうところに踏み込んで、自己評価をするっていうことはとても清瀬として意欲的な取組だと思います。どこの自治体でも全てこういうことやっているわけではないですから。でもそこで見誤らない方がいいのは、数値目標で、何%上手くいっているかとか、立てた目標に対してどこまで達成できたかというよりも、本質的

に左側で、特に今回問題になるのは、4-4(4)介護人材の確保や質の向上とか、介護人材の確保ということがまずできて、質が向上できていることが一番大事なことで、はじめの一步へ何人行ったとかという話ではないと思います。そこに対して△になっているのは、左側の人材確保の話で、かなり現場は疲弊しているというか、先ほどの話にもあったように、何か新しいことをやろうと思って、そもそも人が確保できないかもしれないというところが、かなり切羽詰まっているという話になっているので、そこに到達できるためには、多分国と東京都が言っていることだけでは上手くいかない。清瀬市として何かやることは、この事業等で十分だろうか、もっとやらなければいけないことがあるのではないかとこの中で皆さんのご意見をいただきながら、予算措置の話もあるので、何でもかんでもできるわけではないと思いますが、色んなアイデアをいただきながら、この施策目標に近づけられるかどうか。それに関して言うと今の時点では△と言わざるを得ないというのが厳しい現実だと思うので、私も関わっている認知症に関して言うと、一番大事なことは、◎になっていますが、認知症になった時に清瀬市に住んでいてよかったと思えるかどうかだと思います。認知症施策は本人やご家族にとって現状を市としてできることは十分かということなので、◎は甘いと個人的には思いました。あまり数値目標にとらわれないで、新しい事業もやらなければいけないのではないかという風に見た方がいいのではないかという気はします。

【委員】

質問ですが、5ページの(1)地域交流の場の充実のところ、サロンマップについて書かれています、サロンレターを年2回発行したとありますが、これはどういう形式なのか、誰に発行されたものなのか教えてください。

【事務局】

これは皆さんにこういう活動をしていますよということで作成したものを各地域市民センター等に置かせていただいて、配布をしています。皆さんにこういう活動をしているということを知っていただいて、皆さんに交流をしていただくというのが、一番だと思っております。

【委員】

何故質問したかという、私は毎月1回清瀬のまちづくり委員会に参加しているのですが、まちづくり委員会というのは、市民からの提案を市長提言にまとめていくことをやっている委員会なのですが、ほとんど高齢者関係の意見は市民から出てこないのですが、その中で、先日の会議で、高齢者施設等検討委員会を設置してくれという市民の意見がありました。高齢者施設等検討委員会とは、高齢者が真に豊かな生涯を送ることができる施設とはどのような施設なのかを集まって検討する委員会を市の中に立てたらどうかという意見です。その前段に、老人憩の家やゲートボール場等は、一部の高齢者に限られていて、高齢者が真に豊かな生涯を送ることができる施設になっていないと発案

者は断言しています。ただサロン等は一生懸命されていると思うので、地域市民センターにチラシを置くだけではなく、もっと PR をしなければ、せっかくされている活動が市民が知ることができないというのは、とてももったいないと思いました。サロンの参加者の方の声を知らせるようなものを作るとか、ホームページに載せるとか、もっと広まることをされた方がいいと思いました。

【委員】

9 ページ 4 の (4) 介護人材の確保及び質の向上、定着支援のところ、介護はじめの一步研修で、介護人材不足が深刻な状況の現在にあって、とても大切なプログラムだと思います。介護はじめの一步研修というのは、すごくネーミングが良いと思って、全く介護をしたことがない人を対象として、第一歩を勉強しようかという人に対するものかなと、このネーミングから思うのですが、私の患者さんでも仕事を探しているという人がいて、「介護の方はどう？」と声をかけてみますが、「自分にやれるか、研修が必要ですね」とおっしゃるので、そういう時に、紹介できるプログラムがあれば、例えばパンフレットを医院の待合室に置いておくとか、色んな所に置いて周知させる、市報にも 1 回載せるだけではなく、連続でいつもそこを見ると、はじめの一步研修が書いてあるような、慣れてしまって「またか」と思われるぐらいの周知をしていく。周知をするのは時間がかかりますが、仕事を探している人は結構大勢いるので、そういう方が一度受けてみようかな、あるいは自分の家族に介護が必要になって、介護は全くの素人だから一度勉強してみようかとか、そういう方も対象にして、これを盛り上げていく対策をしたらすごくいいのではないかと思います。人が集まらなかったと書いてあって、とても残念だと思いましたが、一度きりではなく、繰り返しチラシや市報で周知して、頻度高く研修をしていく、月 1 回は実施するとか、オンラインでもできるとか、アプローチしやすく勉強しやすいものだと、すごくいいのではないかと思います。

【委員】

今のはじめの一步についてですが、全体的にみていつも人材不足とか育成とかで問題あると、喫緊の課題であるというようなことが、いつもいつも出てくるのですが、私ははじめの一步の研修と認知症サポーター養成講座について、認知症の方が、周りに家族や親せきにいなかったものですから、認知症そのものを理解するために講座を受講しました。そこで次ははじめの一步はいかがですか？ということで、冊子をいただいたり、お誘いいただいたりしました。認知症サポーター養成講座は数をされていると思いますが、次へつなげる集客をいかにするかというのをもう少し工夫していただきたいのと、研修を受けた立場で申し上げると、はじめの一步は 5 日間朝から夕方まで学生のように、頭がおかしくなるくらい勉強して、シーツ交換や、車いすをどうやって押すかとか具体的に教えていただきましたが、要するに知識を得たことで賞状をいただいたのですが、人材を募集しているという割には、仕事の内容ややりがいや楽しさ

とかを考えさせられる講座が1つもなかったもので、その仕事をやってみたいという気持ちにはなかなかならず、知識だけを教えていただいて、一緒に受講した方で働いてみたいという方もおられました。うわさで人間関係が難しいみたいだから、この仕事は大変よと、マイナスのイメージがついてしまって、それ以上は進まなかったもので、大切なのは、やりがいや楽しさ等の教育をどんどんしていただいて、はじめの一步が終わった人は、次の2歩目でもう少しやるとか、3歩目、4歩目とあゆみで、じゃあ働いてみようという風に持って行った方が働く気になるのではないかと思います。一緒に受講した方はある程度仕事をしてみたいという意欲はあったみたいですが、はじめの一步が踏み出せない教育というか、そんな感じでした。やられていることはとても良いと思いますが、この人たちをどうしていくんだということに基づいて、研修内容を考えていただいた方が生きてくるのではないかと思います。

【事務局】

はじめの一步研修についてご意見有難うございます。はじめの一步研修は、毎年課題を整理して、当初は座学だけで行っていましたが、勉強にはなったけれども次につながらないというお声をいただいて、途中から事業所見学をカリキュラムに追加して、実際に受講された方が事業所に足を踏み込んでいただくような形に今はしています。ただコロナで現場の中まで入ることはできないので、受講された方からは中の直接的な介護の様子も見たかったというお声も昨年いただいています。社事大の先生にご講義をいただくので、とてもよかったという満足度の高い研修になっていますが、現場の敷居が高いという声もいただいていますので、是非今後は事業所見学の内容を充実させたり、市内の事業所等に協力をいただいて、市報にもたくさん載せて周知に取り組んでいきたいと思っています。

【委員】

事業所見学ですが、市内の介護保険施設で傾聴したり、お茶を出したりということを受け入れる施設があると思いますが、そこに受講した方が、事業所見学を外から見ただけでなく、研修を受けてない方もその手前のお仕事をされているので、受講した方は、シーツ交換を一緒にやるとか、いきなりマッチングではなく、施設に協力していただいたらいいのではないかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。これについては、今出てきたことを踏まえて、今回また更に検討するという話になると思います。ただ一般的などころでいえば、例えば色んなボランティアや、研修や講習をして、あと受け入れ先がありますよというだけだと、大抵上手くはいかず、受けた人をフォローアップする仕組みがあったり、あとマッチングがあったりするような、できればコーディネーターの人の存在がしっかりと、研修をやりっぱなしであったり、受け入れ先に全部お任せという話では済まないと思うので、もっと上手く仕組みを考えた

方がいいと思いますが、ただこれに関しては、余計なことかもしれませんが、(4)というのはかなり逼迫した話で、はじめの一步からのレベルでは済まない、働く人がなくて、事業所を閉じるというようなどころまで追い込まれつつあるという本質的な大問題な話だと思います。はじめの一步の人で確保できるという話では済まない。募集をしても専門職を集められないという風に全ての事業所が思っているから、手を挙げないという話でもあるので、例えば居宅の事業所をやっても、ケアマネがどんどん辞めてしまって、新しいケアマネを募集しても来ないとなれば、その事業所を閉じなければいけないというところまで、追い詰められた話で、これがプラスに転じる見通しが全くないという現状だと思います。だったら清瀬で何ができるのか、それは何度も言っているように、国と東京都が言っているようにやれば上手くいくという話ではないので、かなりシビアではないかと思います。今日は子どもの方の部長もおられるので、保育園でも保育士が集まらず保育園を閉じたという話は全国的にあるので、そうなった時に通っている子どもはどうなるという話にまでなるので、一度離職をした人が、もう一度清瀬で仕事をしようという風になれる仕組みをしっかりと作っていかないと、法人任せ、事業所任せにしないで、市として積極的に展開していかないと、かなり厳しいと思います。保育の現場でも人材確保に取り組んでおられますが、保育と介護一体でやるというのは、自治体でよくある話なので、積極的にイベントをやったりとか、離職の理由に対するバックアップとか。大体は人間関係が多いので、そういうことを相談できる窓口をちゃんと作って、色んな事業所に委託するのもありだろうし、何かの方法で支えていかないと清瀬市内の介護の事業所で働く人が足りなくて、事業所ができなくなる可能性が、9期でなかったとしても、10期ではもっと顕著になる可能性が高いと思います。そこを外国人で埋めようという考え方もあっていいと思いますが、外国人の介護人材を入れた時に、清瀬だったら働きやすいという環境をセッティングしないと、どこかの会社に人材を集めてもらうという話では済まないと思うので、ここはもっとアイデアをだして、具体的な事業を色々出していかないと厳しいと思います。

【事務局】

人材について、現場は少ない人数の中、回していて、専門性以外のお茶の用意とか他の方をお願いできるようなことも今はしている状況です。その部分の負担を少しでも軽減できないかというところで、今年度よりシルバー人材センターと協力して、元気高齢者の方に介護についての関心を持ってもらうセミナーを実施し。シルバーの方で介護事業所とマッチングを実施していただき、更に関心を持ってくださった元気高齢者の方や、介護はじめの一步研修を受講してくださるような仕組みづくりを今年度から実施していきたいと思っております。

【委員長】

保育士の募集で清瀬市として頑張っているやり方はあるのでしょうか。

【事務局】

保育士の募集につきましては、市独自というよりは、国や都が加算を付けてくれたり、例えば住居に関しても、引っ越してこなければならぬとなると、家賃補助を出していただいたり、そういったところを上手く活用して何とか保育士が不足しないようにしています。

【委員】

私が日頃、外来をやっている、介護関係の方も来られますが、職場の人間関係に悩んでいて、診断書を出して辞めたいということが結構あります。上司と上手くいかないとか、パワハラがあるとか、職場環境の未熟さにダメージを受けて、鬱傾向になってパニック障害になったり、そういう方が結構現場にはいらっしやるのではないかと、日頃の臨床で感じています。やはり職場環境をいかに上手く、もう少し働きやすい環境にするか、あるいは産業医を上手く利用するとか、その方も産業医を通して、外来につないでくださって、その方は仕事が出来ています。そういうものをフィードバックして職場の部署替えをして、合わない上司との人間関係があれば、部署替えをすれば働けるとか、色々あるので、そこで辞めてしまってもったいないです。そのような職場内での色々な工夫をして、有能な人材をきちっとケアをして働き続けられるような、そういう環境を職場に作っていくことも大事だと思います。

【委員長】

市で出来る取組は何でもかんでもやっていかないと、都が何かしてくれるまで待っているというのでは上手くいかないと思うので、大変な話だと思うので、何が出来るかということで、踏み込んでいかないと厳しいと思います。

【委員】

先ほど私が発言した清瀬サロンレターについて、お持ちの委員がおられたので今見せていただいたのですが、とても良い内容で、社協のホームページからPDFで見れるので、こんなに良い情報があるのに、色んな人が手に取っていないのかというところを市が考えなければいけないと思います。ホームページに出ているのであれば、URLのようなものを色んなところに露出させていくとか、例えば清瀬市内に祖父母が住んでいる小学生にチラシを渡したら孫から渡されたら読むと思うので、そのようなこともできたらいいと思います。今社協のホームページに入ろうとしたら、安全ではありませんと出るので、httpsになっていないからだと思うので、改善していただきたいです。

【委員長】

全体に通じる話ですが、市民に周知されていないという話は山のようにあるので、1回作ったらおしまいにならないで、繰り返しアピールするということをすべての事業で必要なので、工夫していただきたいです。清瀬のいいところは、

駅が清瀬駅しかないので、上手く人が集まるところの使い様だと思います。周知の仕方、宣伝の仕方は色々あると思います。

【委員】

私も認知症家族ゆりの会で、10年ぐらいお世話になっていて、初めて来た方にこういう会があると知らなかったと言われてたり、社協のケアマネさんとか、市役所の介護福祉士の方からゆりの会のチラシとかそういうのを見て、来ましておっしゃる方がいっぱい、私の両親もいた施設で、認知症の高齢者がいっぱいいたので、これだけの家族、お父さんお母さんがいるのだから、本当に悩んで人はもっといるんだと思って、施設にチラシを置いていただけたら、家族も見るとし、先ほどの委員のように、孫にゆりの会とか認知症関連のチラシを配ってもらえばもっと来てくれるかなと思いました。どうぞ皆さんも力を貸してください。よろしくお願いします。

【委員】

社協のホームページの件は大変失礼いたしました。改善したいと思います。先ほど、委員長からはじめの一步研修の話から、コーディネートが必要だという話がありましたが、私も同感です。社協の中にはボランティア市民活動センターという組織がありますが、多いわけではないですが、ボランティアをしたいという層の中には、本当は仕事がしたいという人の層の話が入ってきます。またボランティアを依頼したい施設側からは、本当は人材がほしいという話も出てきたりします。いわゆる職業紹介をするわけではないですが、情報提供ということも含めてさせていただく場合はあります。定期的に、ある保育園は専門業務と切り分けて、雑務や朝の準備の忙しい時間にボランティアをとという形で、そこからアルバイトをとという形でお話が入ってくる場合もあります。そうした場合にコーディネートというところで、市民の方も、福祉の仕事に関してハローワークもあると思うのですが、明確に福祉の仕事という形で思っていない方も含めて、入口づくりというところでは、きっかけは色々と考えられると思いますが、はじめの一步研修もそうかもしれないし、ボランティアもそうかもしれないし、何らかの簡単な形で、福祉の分野に結び付く形があるかと思いますが、ただ最終的な、最後のもう一步とフォローというところでは、非常に大事になってくると思います。ただ最終的に専属のコーディネーターを付けて、個別に求人とマッチングするとなると、求人の事業所登録を取ったりとか、いろんな問題が出てくると思いますが、私は必要だと感じています。

【事務局】

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートという、お配りしてありますA3の横長の用紙をご用意いただければと思います。ここでは第8期介護保険事業計画に挙げている大きく二つのところに関して評価をさ

・第8期事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

せていただいています。

まず1段目ですが、区分が自立支援・介護予防・重度化防止ということで、テーマとしては、地域ケア会議の充実とさせていただいています。第8期介護保険事業計画策定時のもので、現状の課題、第8期における具体的な取組、目標、目標の評価方法等は、その当時、約3年前に立てられたものです。

令和4年度のところだけ説明をさせていただきますが、実施内容は、課題解決型地域ケア会議が1回開催、自立支援型地域ケア会議13回開催、小地域ケア会議が7回で、地域ケア合同会議は1回となっています。

自己評価結果としては○とし、内容は地域ケア会議というのが、地域課題を抽出するため、皆様がお住まいになっているその地域において、その方がどんなことをご希望されているのかという地域課題を抽出するためにある会議ですが、その地域ケア会議にて抽出された課題を、今度は合同会議という全市として包括支援センターが集まって行う会議にて、この課題に関しては、その地域だけの課題であるのか、もしくは市全体の課題であるのか、そういったところを検討させていただきました。市全体の課題である場合には、第1層生活支援コーディネーターの協議体で検討していく。その地域においてという場合は、第2層生活支援コーディネーターの協議体で検討していく。そのような振り分けを行うことによって、多様な取組をスムーズに行うことができました。

最後課題と対応策ですが、いろんな課題が出てきて、なるべく拾えるようにはなっていますが、それでもまだ埋もれてしまったような課題があるというところでは、まだまだそれをどうするかが課題となっています。

対応策としては、その地域で活躍をされている専門職の皆様、例えば薬剤師であったり、各事業所の職員であったり、歯科医師の先生であったり、病院の先生であったり、どのような形でこのような課題を解決できる策はないですかというところを投げかけられるようなそんな会議体を今後設けていきたいと考えております。

【事務局】

次に2つ目を説明させていただきます。給付適正化の住宅改修福祉用具についてご説明をさせていただきます。令和4年度の実施内容になります。軽度者福祉用具貸与確認依頼書と軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表の突合を実施したとありますが、これは介護度が要支援等の軽い介護度の方は、一定の福祉用具について利用が想定しにくいということで、一定の手続きをしないと利用できないというルールがあります。その手続きの1つに、必要な理由というのを書面にまとめて、市の方にケアマネから提出していただき、提出漏れが起きないように、実際に保険請求がされた福祉用具の利用者一覧と提出された書類とを突合せたということになります。

続きまして、実施内容、地域包括支援センターと都全体に占める介護予防福祉用具貸与件数の割合を共有した。3つ目、地域ケア会議でリハビリテーション

| | |
|--|---|
| <p>・第9期計画 介護保険事業 計画の策定に 向けたポイン ト</p> | <p>専門職による福祉用具貸与計画のチェックを受ける機会を設け、効果的な福祉用具の活用方法等のアドバイスをもたらしたことを実施内容としています。評価結果は◎にしていますが、この内容としましては、軽度者福祉用具貸与確認依頼書の提出状況を全てチェックしました。あとは、地域ケア会議に参加するリハビリテーション専門職に協力をいただくことで、これまでは福祉用具貸与計画を専門職の方に見ていただく機会はなかったのですが、専門職に協力していただくことで、チェックの機会を作ることができました。</p> <p>課題と対応策ですが、課題として、東京都全体を占める清瀬市の介護予防福祉用具貸与件数の割合が高いことがあります。対応策としては、地域包括支援センター等と、状況を共有し、利用状況の確認を行い、制度の趣旨に沿った福祉用具貸与が行われるよう、周知をしていく、としております。</p> <p>【委員長】 ご質問等いかがでしょうか。</p> <p>【委員】 (特になし)</p> <p>【事務局】 第9期計画策定に向けたポイントについてご説明させていただきます。事前にご送付させていただいております清瀬市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画の策定に向けたポイントに沿って説明をさせていただきます。</p> <p>まず評価策定委員会の今後のスケジュールです。第1回が今回、令和4年度の事業評価および清瀬市高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画のポイントについて説明をさせていただきました。第2回が10月2日の開催を予定しております。こちらでは、第8期計画でいうところの第1章から3章の計画の骨子案についてご説明させていただきます。皆様よりご意見をいただく予定でございます。第3回については11月28日を予定しております。こちらでは第2回ご意見をいただいた内容を踏まえた上で、計画全体の素案を提出する予定でございます。委員の皆様からは、主に第4章・第5章について、ご検討いただくこととなります。12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、1月22日に予定している第4回委員会では、パブリックコメントの結果についての説明や、介護保険サービスの各サービスの見込み量、保険料の設定にあたっての考え方について説明をさせていただきます。今年度につきましては以上で4回を予定しております。第4回委員会後、修正等を加え、第9期の介護保険料を設定したものを市長へ答申することとなります。</p> <p>続きまして清瀬市の人口等の状況でございます。清瀬市の人口は、近年緩やかな増減を繰り返し推移しております。7万5000人前後を保持しております。ここ数年では生産年齢人口は増加し、高齢者人口と年少人口は減少し続けております。前期高齢者等高齢者の人口推移です。前期高齢者は平成27年までは</p> |
|--|---|

増加し、その後減少しておりますが、後期高齢者の人口は増加し続けております。なお平成令和4年度時点で、人口の比率が前期対後期で、およそ42対58となっております。次に高齢者の介護認定の状況ですが、介護認定については認定者数・認定率ともに増加傾向にあり、令和元年度以降は、高齢者の5人に1人が認定を受けている状況です。清瀬市は特に要介護1の認定を受けている方が多く、要支援1の方も増加傾向にあります。

続きましてアンケート結果から見えた課題についてご説明いたします。まず生活支援サービスについて、コロナ禍の影響もあり外出の機会が減少していることがわかります。閉じこもり傾向が高いと言えます。また、市の保健福祉サービスの認知度が低いということもわかりました。これらのことから高齢者の外出頻度の増加や保健福祉サービスの認知度の向上、ニーズに応じた事業の重点化が必要となっております。認知症については認知機能の低下が見られる方が増加傾向となっております。また要介護者の疾病の中で最も多くの方が認知症を選択しており、今後の後期高齢者の増加等に認知症の方の増加も予想されるため、引き続き認知症政策の推進が必要となっております。

続きまして7ページ介護家族介護者支援についてです。

介護される方が市に力を入れてほしいと思っている施策では、家族の介護負担の軽減を求める意見が多くなっております。また同時に在宅生活の継続に向けては、移送サービスや外出同行などの支援が求められております。これらの需要に対応するため、家族介護者支援や移送サービス等に係る事業のあり方を検討することが必要となっております。

次に8ページ地域とのつながりなどについてです。前述の通り新型コロナの影響等から外出機会が減少しております。各地域活動への参加割合が減少しています。ニーズに応じた地域活動を重点化したり、現在の活動内容に関する周知方法を再検討するなど、工夫を通じて、より多くの高齢者の継続的な参加を促し、高齢者の健康作りや生きがい作りに繋げていくことが重要になってきています。

9ページ健康について、約8割の方が何らかの病気または後遺症を抱えていることがわかりました。参加してみたい健康作りや介護予防の取組では、体操やストレッチによる筋力アップ、腰痛や膝痛の予防、脳トレやウォーキングが多く選択されました。高齢者の健康作りや介護予防を推進するため、ニーズに応じた多様な事業を展開していくことが必要となります。

10ページ、在宅サービスについてです。アンケートに回答していただいた方のうち、約半数が、介護が必要となった場合や、人生の最期において、自宅で生活したいと考えております。また、今期計画においても整備計画しておりました定期巡回随時対応型訪問介護看護を含め、夜間対応型訪問看護訪問看護が不足事業、需要が供給を超過していると、市内事業所からも認識されていることがわかりました。

在宅生活の支援では訪問系サービスの提供や、多様な介護ニーズに対応するための医療・介護の連携強化が必要となります。

11 ページ、人材の確保および定着についてでございます。事業所調査から最近 1 年間では、介護職員の採用人数に対して、約 45%が離職しているということが分かります。また、外国人材の活用については、第 8 期の調査時と比較して、関心、実際の雇用共に増加をしております。しかし、事業運営上の課題としては、以前介護人材の確保が半数以上の事業所から挙げられており、対策の強化が必要となっております。

以上がアンケート調査から見えた主な課題の説明となります。

続きまして、資料の 12 ページ 13 ページには、事業評価の総括を記載させていただいておりますが、こちらは先ほどの説明および配布資料の総括の内容と重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に 14 ページ、国から示されました第 9 期の計画策定に向けた国の基本指針のポイントについて説明をさせていただきます。今月 10 日に、社会保障審議会の介護保険部会にて、第 9 期介護保険事業計画の基本指針案が示されました。指針の基となる基本的な考え方としては、9 期計画中には、団塊世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることとなります。

また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を通すと、85 歳以上が増加し、急増し、医療介護双方のニーズの有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれること、さらに都市部と地方で、高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化、推進、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な政策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となることが挙げられております。

また、14 ページでは第 9 期の基本指針において重視する点として、以下の 3 つの点が挙げられております。1 つ目が介護サービス基盤の計画的な整備、2 つ目が地域包括ケアシステムの深化と推進、3 つ目が、介護人材および介護現場の生産性の向上でございます。

それぞれのポイントについて何点かピックアップして説明をさせていただきます。まず 15 ページ、介護サービス基盤の計画的な整備については、地域ごとの中長期的な人口動態の介護と介護ニーズの見込み等を踏まえたサービス基盤の整備が挙げられております。将来的な人口動態によるサービス需要の見込みや、生産年齢人口の動向を踏まえ、施設サービス、居住系サービス多様なニーズに対応できるような地域密着型サービスをバランスよく組み合わせる整備することが重要になります。

次に 16 ページ、在宅医療・介護連携の推進が挙げられます。高齢者単身世帯

や 85 歳以上の人口が増加する中で、医療介護両方のニーズを有する高齢者の増加が予想されることから、市を中心に医師会等と緊密に連携しながら、介護事業所と地域関係機関の連携体制を強化するなど、医療介護の更なる連携強化が重要となってきます。

次に 17 ページ、在宅サービスの充実が挙げられております。単身や独居の高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズの多様化や増大に備え、柔軟なサービスの提供によるケアの質の向上、家族負担の軽減を図るため、訪問看護のような既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが、重要となります。

18 ページ、地域包括システムの進化・推進の 2 番は、まず進化推進を図っていく上で、介護保険制度の改正に伴う地域包括支援センターの質の確保、体制整備や障害や児童福祉といった他分野との連携、認知症政策推進大綱の、中間評価を踏まえた認知症政策に係る対応策の検討等を通じた、地域住民や地域の多様な方々の参画や連携を通じて、地域共生社会の実現を目指すことが重要であるとされています。

また今後、医療機関、介護事業所等の中で必要な情報を活用、共有するための情報基盤の整備。さらにその活用により、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ることが重要であるとされています。介護保険適正化の取組を推進する観点から、給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的、効率的に事業を実施するための見直し、保健者機能の強化必要であるとされております。

19 ページ 3 は、生産年齢人口の急減により、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されるため、外国人介護人材の受け入れ環境の整備や、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場作りに向けた取組の推進等、総合的な取組が重要であると挙げられます。また将来に渡って、安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、標準様式使用の基本原則化、電子申請届け出システム利用の原則化など、文書負担軽減に向けた取組や、介護認定審査会の簡素化や、認定事務の効率化、介護の経営の共同化、大規模化による人材および資源の有効活用等、介護現場の生産性向上の取組を一層推進していくことが重要であるとされております。

20 ページにその他のポイントとして、今回新たに、2 の地域包括ケアシステムの深化と推進に、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組を進める重要性が追記されました。地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて、家族介護者を含めて支えていくための支援が重要になるとされております。

最後のページとなりますが、アンケート調査から見えてきた課題についてそれぞれ計画でどう触れていくのか。またそれぞれ国の示す基本指針のどこに当て

はまる整合性が取れているのかということについて、記載をさせていただいております。

以上が策定に向けたポイントの説明となります。これらのポイントに重点を置いて、第2回以降の評価策定委員会にて、基本目標、政策目標の提案、計画案の提示等を進めさせていただき予定となっております。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【委員】

今の説明の中で、お尋ねしたいのは、このアンケート調査結果から見えた課題が何点かありますけれども、確かにこれは大変大きなアンケートですが、数字の部分は反映しているのですが、私こういったアンケートで大事な部分は、その数字で答えられる部分でなくて、ご意見がございましたらご記入くださいというこの部分、数字ではとらえきれない部分に大事な部分が抜けていて、それを指摘されている部分があります。そういうのが今回これにどれくらい反映されているかというのが疑問に思ったのでお尋ねしたいのですが。介護保険事業全般についてということで、身体障害者の高齢化は、健常者の高齢化とは個々に違いがあるということに対しての意見ですね。ご存知の通り、障害をお持ちの方が、65歳になると、その障害者の福祉サービスから、介護保険サービスに移行することになると思うのですが、そのギャップが大きい。それが大変困るということで、これは大変大きな問題だと思うのですが、そういうことについて、どの程度応えていくかという部分が、今のこのご説明で見えてこないですね。この個人個人の意見それぞれを全部反映するのは難しいと思いますが、今の部分はかなり根本的な大事な部分だと思うんですね。障害をお持ちで、その方が65歳になった場合のサービスが全くうまく繋がっていないというご意見だと思うんですけども、そういったその他の意見についての答えをどの程度、これに反映していくお考えなのか。それについて教えていただければと思います。

【事務局】

確かに自由記載を1つ1つ拾ってこちらに回答となると、膨大な数になってしまいますので、記載が出来ていないところでございます。ただ自由記載の部分は、こちらの方としても目は通しておりますし、障害サービスと介護サービスのギャップの部分につきましても、それがあるという部分については、把握しておりますので、そういった部分もできるところ、できないところはもちろんあるので、検討した上で、今後の計画の策定を進めていきたいと思っています。

【委員】

19 ページの第9期策定ポイントについて、コロナを通してオンラインが進んで、ある意味ではよくなった点もあります。それがまたコロナが戻って、全部また対面でやってしまうと、せっかく簡素化できていたところが、逆戻りにな

ってしまう恐れがあると思います。例えば介護認定審査会の簡素化について、今認定審査会はすごくやりやすくなったと思います。私は2000年から23年間認定審査会の委員をやっていますが、それまでは時間に行くということが、とても大きな負担があります。全ての事を中止していかなければならない。ですから、そういう点で、オンラインでやっていると、往診の車の中でもできるので、ある意味ではとてもやりやすくなって、今のこういうやり方だったら、もっとこれからもできると思うのですが、これが全部対面になってしまったら、いつまでできるかと思うようなことで、良い面を伸ばして、今後もそういう基本方針にしていだければ良いと思います。

【委員】

17 ページで語句がわからないところがあるので、教えてほしいのですが、家族に対するレスパイトケアというのがありますが、レスパイトケアとは何か教えていただきたいと思います。

【事務局】

レスパイトケアというのは一時的な休息という意味になります。看護小規模多機能型居宅介護というのは、普段は施設に通ったり、施設の人に訪問看護として訪問してもらうというサービスですが、必要に応じて、普段通っている施設に泊まることができます。ご家族がお疲れの時ですとか、ご事情がある時に、ご本人様にお泊まりサービスを使っていただくことで、一時的にご家族の介護負担が軽減されることになっております。

【委員】

私もわからない部分ですけど、18 ページの一番下の現在の主要5事業を3事業に統廃合と書いていますが、これはどういう5事業を3事業に統廃合するのか教えてください。

【事務局】

こちらは保険者として取り組むべき事業というのが決められていて、今の5事業というのは、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、介護給付費通知、給付実績の活用、あと住宅改修福祉用具の点検と縦覧点検・医療情報との突合という事業が決まっています。これ全部で6事業あったかと思うんですが、東京都では主要5事業プラス給付実績の活用合わせて6事業に取り組みなさいよという風に言われております。ただ全て同じように優先度が高いかというところではないという今議論がされていまして、この介護給付費通知ですとか、給付実績の活用はおそらく9期ではなくなって、主要3事業に絞り込みがされていくという風に聞いております。

【委員】

事業の意味合いがわからないのですが。

【事務局】

要介護認定の適正化という事業は、介護認定を出すにあたって、認定調査員が

調査をしたり、審査会の結果を決定する。それにばらつきがあると、公平性というところに欠けてしまうので、認定調査員の判断が平準化されるように、研修をしたり、点検をしたりといった取組を保険者としてしなさいよというものになります。あと審査会に対しても、モデル審査会を実施する等して、審査判定にバラツキが出ないようにしなさいよ、そういったものを取組として行っています。この5事業全てに保険者がいろいろやることを示していて、先ほどの報告で、福祉用具と住宅改修の点検の話がありましたが、質を高めるために、専門職に計画書を点検してもらう仕組みを作ったりとか、毎年やることを決めていて、それをクリアしていくことで保険者機能を高めていくということになっております。

【委員】

介護人材をいかに集めるかという点で私はアイデアがあるのですが、こういうケースを知っています。産休で介護を休んでいるのですが、戻ってくる時に赤ちゃんを預ける場所がない。保育園が健康な家族が仕事の為に優先的に入れてもらえるということがないので、本人は働きたいのに子どもを預ける場所がないので、働けないという人がいます。この方はずっとフルタイムで働いていた女性です。介護の仕事をしたいた人が仕事に戻れるようなシステムを市としても考えてほしいと思います。子どもを預けられるところの整備をしないと介護人材はアップしないと思うのですがいかがでしょうか。そういう事業も盛り込んでいただきたいと思います。

【委員長】

これはつまるところ、国の基本方針という言い方をしているけれども、介護保険担当部署が出してきているので、地域包括ケアシステムの深化・推進ではなく、その上に本当は共生型社会の実現、それがむしろ上で、そのためのものであったりもするので、つまり、誰でもどんな人でも働きやすいし、どんな方でも住みやすいことを目指すというのがゴールなわけで、包括ケアシステムのためにあるのではないのだから、そこは見失わないように進めていくことで、今の委員の意見も含めて、あるいは先ほどの委員の障害のある人にとってはどうなんだろうということも含めた部分も打ち出してくるということに、結果的にはなると思います。高齢者の為とかだけではないという、すべての人にとっての部分もかなり意識をしていって、色んな部署も含めて、今以上にもっと必要になってくると思いますので、具体的な事業として入れられるものを増やしていくことになると思います。

人口動態の話をした時に、85歳以上の人口比率がどうなるかということ、もう後期高齢者という言葉では話が済まないというのが現実なので、要介護認定でも85歳以上の比率はるかに高いわけですが、平均余命はそう簡単に下がったりすることはなく、もっと上がっていき、団塊の世代が85歳以上に突入する時には立ちいかなくなるので、もう少しリアルな予測を人口推移や世帯の

推移を踏まえた方がいいと思います。数字をシビアに見る話はもう少し必要だと思います。

先ほどの、できないこと・できることがありますではなく、できる限りやれることはやる、知恵を絞ってやると。これはできないと諦めないで、検討していただけたらいいと思います。今後、具体的な計画策定に向けてご意見をここから徴収していくということでもよろしいでしょうか。

【委員】

第9期に向けて意見を申し上げたいのですが、看護小規模多機能型居宅介護という施設は、訪問看護ステーションが併設してつくることが多くて、単独では大体赤字になっていて、訪問看護の費用で何とか賄っているという事情が全国的に多いと聞いています。介護保険のサービスなので、資金的な援助というのは難しいかもしれませんが、9期に向けてこの事業所を増やしていきたいというのであれば、行政としてどのような支援ができるのか考えていただきたいと思いました。定期巡回随時対応型訪問看護介護について、日本看護協会の考え方から言うと、特に併設型、訪問看護が別の事業所から入る巡回サービスの場合、訪問看護ステーションをやっているだけの方が、利益的にも人間的にも楽なので、清瀬市内で導入するにあたって、一体型で導入するのか、併設型で導入するのかというところも考えていただいて、併設型の場合は連携の支援の方法を清瀬市が支援をしていくということも考えて、9期の計画の方に盛り込んでいただきたいと思います。

【委員長】

もっと挙がってくることがあると思うので、この先挙げてもらえればと思っております。

では私の今日の司会はここまでにしたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。

【事務局】

下垣委員長、どうもありがとうございました。本日いただきました意見等につきましては今後の骨子案の具体的な計画策定に向けた参考とさせていただきます。また、今日聞き忘れたものでしたりとか、言い忘れたこととかありましたから、介護保険課にメールにご意見いただければと思います。

【委員長】

意見のある人はメールを送ってくださいではなく、ちゃんとご意見を書き込む用紙をメール添付でもいいし直接郵送の方がよろしい方だったらちゃんと配布して、それで書き込んでいただいた方がよろしいのではないかと思います。まだスタートだと思いますので、今日で終わるのではなく、これから意見を出していただくと、ただそうすると期限を考えなければいけませんが、期限をちゃんと設定して、まとめて次に反映できるスケジュールでご意見を書いていただいた方がよろしいのではないかと思います。検討してください。

| | |
|--------------------------------|--|
| | <p>【事務局】</p> <p>すみません。今委員長からお話ありました通り、そちらについては、準備させていただいて、また期限を切って意見を集約して、次の10月2日に向けて準備したいと思います。ただあと2ヶ月ぐらいありますので、それを踏まえた上で、いつまでにご意見いただくかでちょっと短い期間になってしまう場合もあるかと思いますが、その時はご協力いただければと思いますのでよろしくお願い致します。</p> |
| <p>次第</p> <p>3. 事務局からの連絡事項</p> | <p>【事務局】</p> <p>次に事務局からの連絡事項を最後に申し上げさせていただきます。次回の委員会の開催につきましては、事前にお伝えさせていただきました通り10月2日の17時より、こちらしあわせ未来センターの1階セミナールームにて開催をさせていただきます。できる限りご参加くださいますようお願い申し上げます。開催の1ヶ月前程度には再度通知をさせていただきます。資料につきましても、開催の1週間前には資料を送付させていただく予定となっております。また本日の議事録につきましては完成次第発送させていただきますのでご確認いただければと思います。議事録につきましては、確認いただいた後に市ホームページにて掲載をさせていただきます。市ホームページに掲載させていただく時点では委員様名は伏せた形で、掲載をさせていただきます。</p> |
| <p>次第</p> <p>4. 閉会</p> | <p>【事務局】</p> <p>以上で本日予定していた議事は全て終了とさせていただきます。これにて第1回評価策定委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> |